

常陸国の形成過程に関する一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-02-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 門井, 直哉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/4989

常陸国の形成過程に関する一考察

門^(*) 井 直 哉

はじめに

常陸国は、北は阿武隈高地・八溝山地、東は太平洋、西は鬼怒川・小貝川、南東部は霞ヶ浦・利根川によって概ね画されている。一方、その内部は台地が大部分を占め、これらを開析するいくつもの河川に沿って細長い低地がつくられている(図1)。

このように常陸国の地勢は、大和国や山城国のように中核的な平野があり、それを山々がとり囲むという形状にはなっていない。低地は各地に分散し、広大な台地上には雑木林が広がっている。視界がしばしば遮られるので、平地からは一国全体の空間的広がりをイメージすることは容易でない。

『常陸国風土記』総記にみえる常陸国の沿革も、このような地勢条件を反映した内容となっている¹⁾。

古は、相模の国足柄の岳坂より東の諸の県、惣べて我姫の国と称ひき。是の当時、常陸と言はず。唯、新治・筑波・茨城・

那賀・久慈・多珂の国と称ひ、各、造・別を遣はして検校めしめき。其の後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇のみ世に至り、高向臣・中臣幡織田連等を遣はして、坂より東の国を惣領めしめき。時に、我姫の道、分れて八の国と為り、常陸の国、其の一に居れり。

この記事は、常陸国の領域が大化前代において一まとまりの地域として認識しうるものでなかったことを示している。もともと足柄山より東の地は広大な「我姫の国」であり、常陸国の範囲には新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂などの国造らが治める「国」があるのみであった。(以下、国造の「国」についてはクニと表記する。)そして孝徳朝に「我姫の国」が分割されることよって常陸国が成立するに至った。常陸国はもとより人為的に編成された地域であったのである。

では、もともと一まとまりの地域という認識のなかったところに、

* 福井大学教育地域科学部社会系教育講座

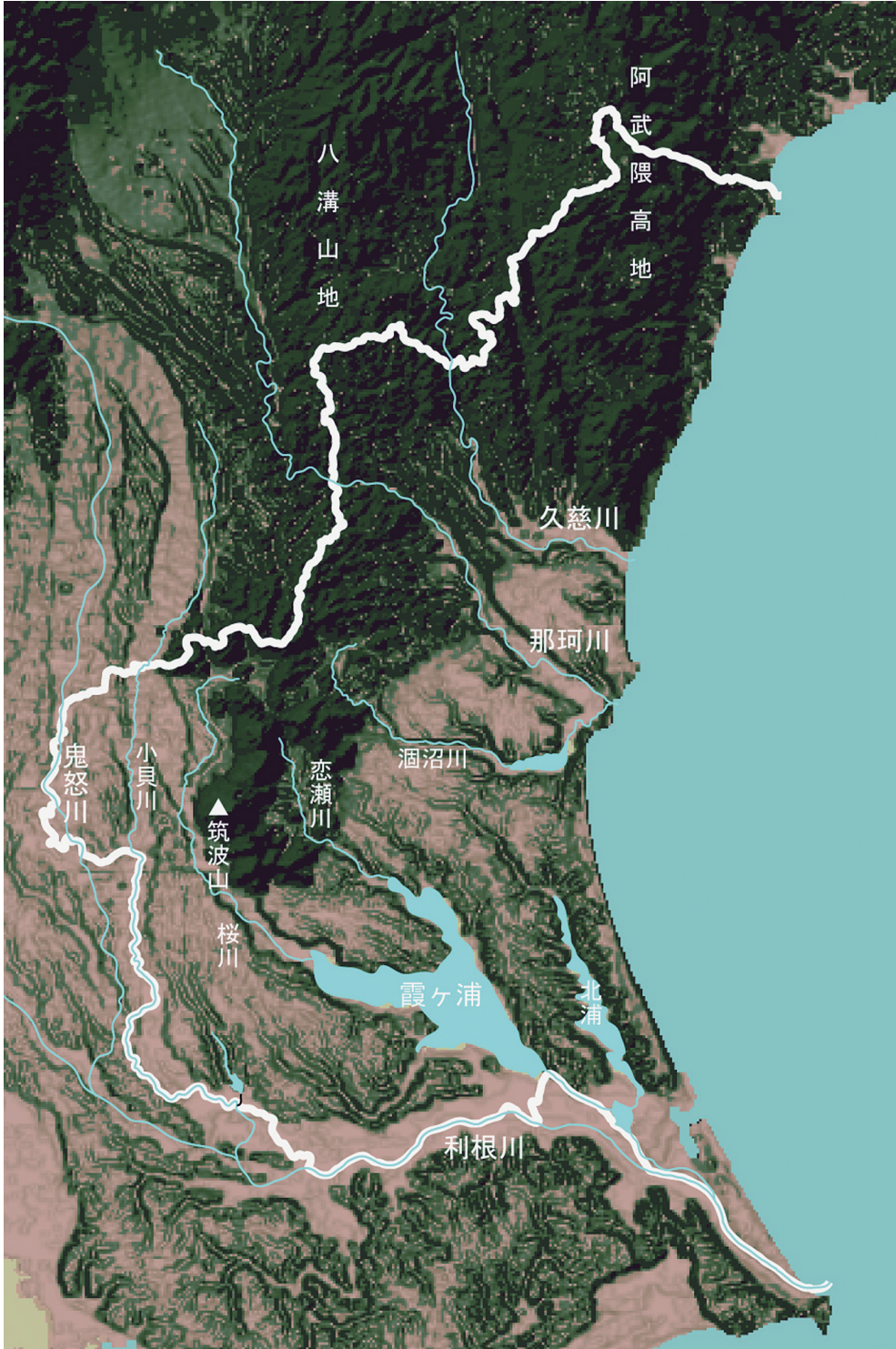


図1 常陸国の地勢

(数値地図250mメッシュによる傾斜区分図をベースに作成)

いかにして常陸国という地域的単位が生み出されたのか。本稿ではその経緯について考察してみたい。

一 大化前代のクニについて

(一) クニの範囲

まずは常陸国が形成される以前からあったという新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂のクニの地理的範囲についてみてみよう。これらのクニは大化五年（六四九）に評となり、大宝令以降、郡へと移行する。その間、これらのクニ・評を母体としていくつかの評も生じた。^②

それぞれのクニの地理的範囲は、『常陸国風土記』の記述や令制下の郡の位置関係から、以下のように推定することができる。

〔新治のクニ〕

令制新治郡の範囲に相当するものと考えられる。また、幕末に「常陸誌料郡郷考」を著した宮本茶村は真壁郡について、『常陸国風土記』行方郡条に「新治の国の小筑波の岳」とみえることに注目し、「行方の方より筑波を指んには本郡をこそ挙ぐべきに新治国と称せるは其始新治を割て一郡とせしは疑ひなし」と述べている。^③ 新治郡に隣接する真壁郡も、もとは新治のクニの一部であった可能性がある。^④

〔筑波のクニ〕

信太評が「筑波・茨城郡の七百戸」を分割する形で白雉四年（六

五三）に成立していることから、令制信太郡の一部は、もとは筑波評に含まれていたことが判明する。また、令制筑波郡と信太郡の間には河内郡があり、同郡ももとは筑波評（郡）に含まれたものと考えられる。おそらく河内郡は信太評の成立と同時に、それより後に筑波評から分立したのであろう。^⑥ 以上により、筑波のクニは令制筑波郡に信太郡の一部と河内郡を併せた範囲と推定しうる。

〔茨城のクニ〕

前述のように、信太評は白雉四年に「筑波・茨城郡の七百戸」を分割して成立している。また同年には行方評も「茨城の地の八里と那珂の地の七里」を割いて成立している。^⑦ さらに『常陸国風土記』茨城郡条には、那賀郡の西部がかつて茨城郡に属していたとする記述もみえる。これらのことから、茨城のクニは令制茨城郡に信太郡・行方郡・那賀郡の一部を併せた範囲と推定しうる。

〔那賀のクニ〕

香島評は大化五年に「下総の国、海上の国造の部内、軽野より南の一里、那賀の国造の部内、寒田より北の五里」を分割して成立している。^⑧ また前述のように、白雉四年には「茨城の地の八里と那珂の地の七里」を割いて行方評が成立している。したがって、那賀のクニは令制那賀郡に香島郡の寒田以北および行方郡の一部を併せた範囲と推定しうる。ただし、那賀郡の西部については、前述のように茨城のクニに含まれていたと考えられる。

〔久慈のクニ〕

令制久慈郡の範囲に相当するものと考えられる。

〔多珂のクニ〕

『常陸国風土記』多珂郡条によると、成務朝に多珂国造に任じられたタケミサヒは、「久慈の堺の助河を以ちて道前」とし、「陸奥の国石城の郡の苦麻の村を道後」としたという。このことから、多珂のクニは令制多珂郡から陸奥国管内の菊多郡および石城郡にまで及んでいたことが判明する。

なお、石城郡は白雉四年（六五三）に多珂評から分立した石城評の後身であるが、陸奥国に編入された時期については明らかでない⁹⁾。一方、菊多郡は養老二年（七一八）に「常陸国多珂郡之郷二百一十烟」を分割して成立したもので、同時に菊多郡と陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・日理の五郡からなる石城国が新設された¹⁰⁾。石城国は神亀五年（七二八）までに廃止され、これにより菊多郡も陸奥国に編入されたものとみられる¹¹⁾。

以上にみたクニの範囲を示すと図2のようになる。後の郡域とほぼ同じなのは久慈のクニのみで、他のクニはいずれも一郡以上の広がりを持っていたことになる。

もつとも、これらのクニの内部には後に立評申請者となる国造以外の有力豪族も存在していた。しかも、部民制下の大化前代にあっては、これらの豪族が率いる人間集団の統属関係は一定の地理的範

囲内で完結するとは限らない。つまり、大化前代の国造とはクニの名目上の管掌者にすぎず、必ずしも国造による一元的支配は実現されていなかった¹²⁾。したがって、少なくとも大化前代においてはクニの範囲を明確にすべき必要性は乏しく、先に推定したクニの地理的範囲にしても、その境界については曖昧な部分が相当含まれていたものと思われる。そうした意味では、大化前代のクニは行政区画というよりも、むしろ一種の地域呼称とみるのが妥当であろう。

なお、多珂国造のタケミサヒは成務朝に助河と苦麻村をそれぞれ「道前」と「道後」に定めたというが、この伝承はおそらく国造制の成立を成務朝の事績とした『古事記』『日本書紀』の歴史観に合わせてつくられたものである¹³⁾。後述するように、筆者はクニの境界画定は大化二年（六四六）に行われたとみており、多珂のクニの境界画定もこの時期に求められるのではないかと考える。

(二) ヤマト政権の進出経路とクニの配置

丸茂武重氏によれば、初期のヤマト政権は蛮夷の土地を「道」と呼び、やがてヤマト政権の支配下に入ると「国」（クニ）を設置した¹⁴⁾という。だとすれば、クニの配置にはヤマト政権の進出経路が反映されていることとなろう。

ヤマト政権の常陸地方への進出経路としては、巨視的にみて①太平洋ルート、②桜川ルート、③霞ヶ浦ルート、の三つのルートが存在したと思われる（図3）。次にこれらのルートとクニの配置の関係についてみておきたい。

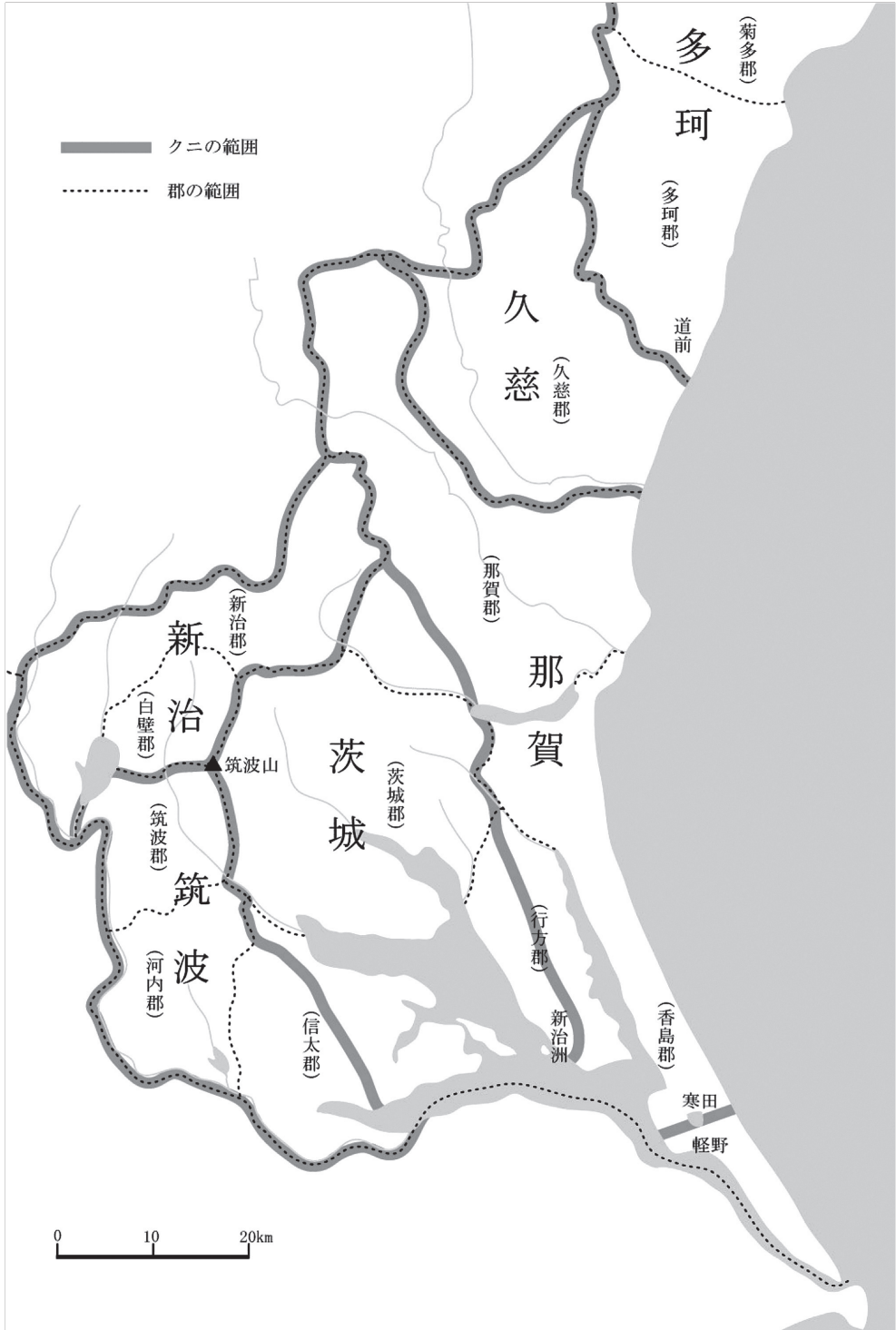


図2 国造のクニの範囲

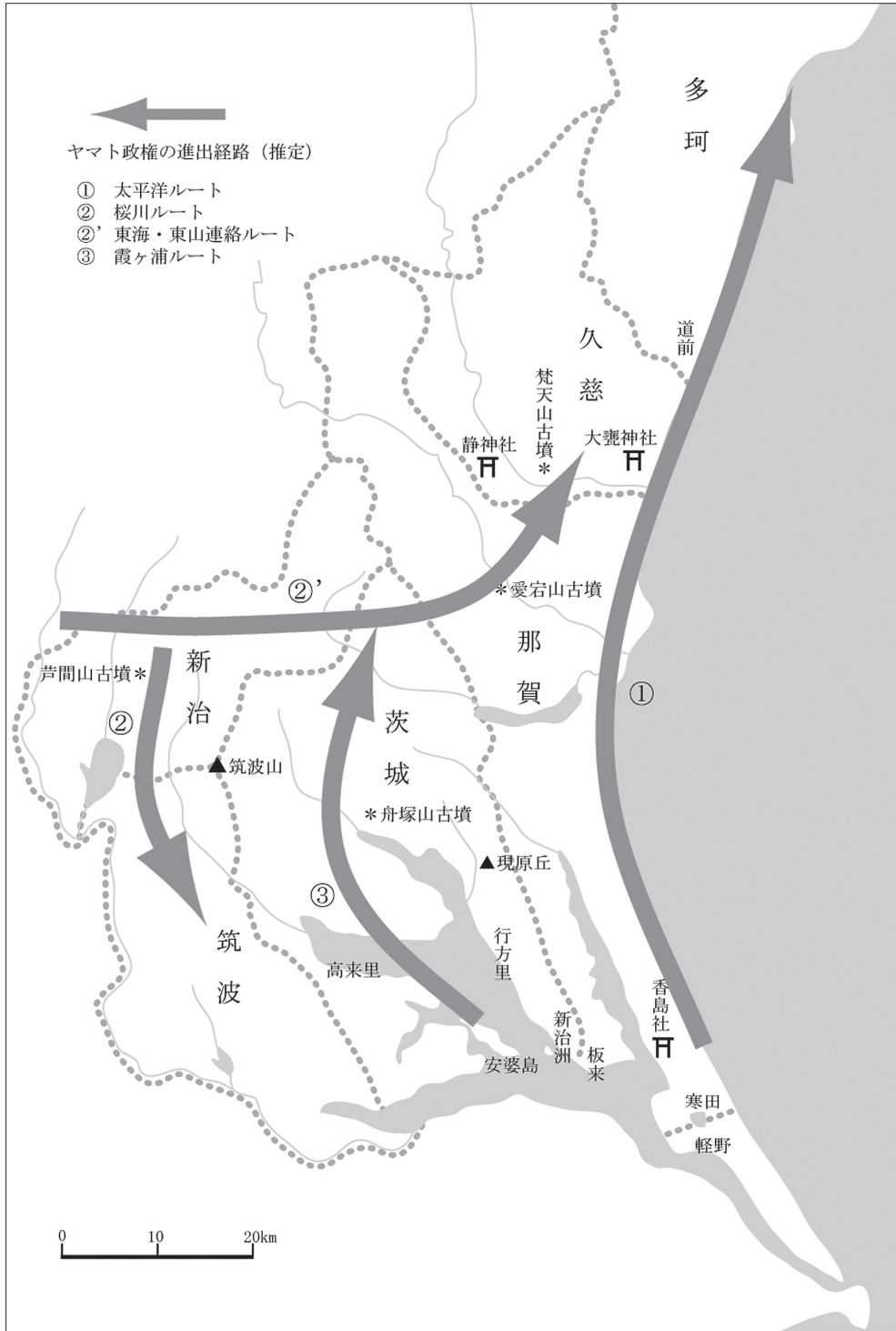


図3 ヤマト政権の進出経路

①太平洋ルート

『日本書紀』によれば、景行天皇の時代、東征に向かったヤマトタケルは上総から海路により陸奥に渡ったという。¹⁵このことから、ヤマト政権の蝦夷方面への進出経路の一つに、太平洋沿岸を北上していくルートがあったことがわかる。

なお、関東平野の東端にある鹿島神宮（香島社）は社殿が北面する珍しい配置となっているが、これはヤマト政権の関心が東国平定の完了後、北方の蝦夷の世界へ向かったためといわれている。¹⁶東国の鎮守・鹿島神宮は蝦夷征討の神でもあった。「鹿島」の名を冠した神社は陸奥国にも存在し、『延喜式』神名帳では巨理郡に三社、黒川・信夫・磐城・牡鹿・行方の諸郡に各一社、合計八社を確認することができるといえる。

また、『類聚三代格』貞観八年（八六六）正月二十日太政官符では、陸奥国内十三郡にある三八の苗裔神に幣帛料を納めるため、鹿島神宮の使者が同国内を通行することが許可されている。同官符に引用された鹿島神宮司の解によれば、鹿島神宮から苗裔神への幣帛料の奉納は延暦年間に始まったとある。当時は坂上田村麻呂による蝦夷征討がおこなわれた時期であることから、征討軍は鹿島の神の分霊を奉じて遠征し、陣中の守護神や征服地の鎮守神として陸奥国内に苗裔神を祭ったものと考えられている。¹⁷なお、多賀城が置かれた宮城郡より南の二五の苗裔神は、伊具郡の一を除いて全て太平洋沿いの諸郡に分布しており、ヤマト政権の版図が太平洋沿いに広がっていた様子がうかがわれる。

さて、『日本書紀』によれば、鹿島神宮の祭神タケミカヅチはフツヌシとともに「葦原中国」の平定にあたったとされ、この時、二神は倭文神^{しとりがみ}タケハヅチを派遣し、最後まで抵抗する星の神カガセオを服属させたという。¹⁸カガセオはまたの名を「天津甕屋」といい、¹⁹その本拠地は日立市大甕と伝えられる。同地にある大甕神社はカガセオを従わせたタケハヅチを祭神としている。また、タケハヅチは那珂市静にある常陸国の二宮・静神社にも祭られており、その周辺は『常陸国風土記』久慈郡条にみえる「静織里」、『和名抄』にみえる久慈郡倭文郷に比定されている。このようなカガセオ討伐にまつわる伝承地の分布も、ヤマト政権の勢力が鹿島台地から久慈・多珂方面にかけて浸透してきたことをうかがわせる。

また、『常陸国風土記』行方郡条には崇神天皇の時代に派遣された那賀国造の初祖タケカシマが当地の国栖を討つ伝承がみえ、タケカシマは霞ヶ浦にある「安婆の島」から行方台地南端の潮来付近に上陸したとされている。ヤマト政権の進出経路は鹿島灘沿いを北上するコースのほか、北浦沿いを北上するコースなどもあったのだろう。

常陸地方にあったクニのうち、那賀・久慈・多珂のクニは以上にみた太平洋ルート沿いに並ぶこととなる。これら三つのクニは同ルートを基軸として配置されたものとみることができよう。なお、前述のように那賀のクニの地理的範囲は令制香島郡や行方郡の一部にまで及んでいた。那賀のクニが地勢的条件を無視するかのようにならぬように、北方向へと大きく展開していたことも、おそらくは同ルートの存在

が関係するものと思われる。

② 桜川ルート

『古事記』『日本書紀』には、蝦夷を平定して帰還の途にあったヤマトタケルが甲斐の酒折宮で「新治筑波を過ぎて幾夜か寝つる」という歌を詠む話が見える。この歌から、ヤマト政権の常陸地方への進出経路の一つには筑波山の西麓を桜川沿いに霞ヶ浦方面へ向かうルートが存在したものと考えられる。新治・筑波のクニはこのルートに沿って配置されたものとみることができよう。

なお、『常陸国風土記』総記によれば、「常陸」の国名は「新治の県」を訪れたヤマトタケルが国造のヒナラスに掘らせた井戸で手を洗おうとした際、衣の袖を泉に濡らしてしまったこと、すなわち「袖を漬す」という言葉に由来するという。新治のクニは「常陸」の国名発祥の地として認識されていた。

また、前述のように、『常陸国風土記』行方郡条は、香澄里の西にある「新治洲」の名称を「洲の上に立ちて、北の面を遙望めば、新治の国の小筑波の岳見ゆ」ことに由来すると説明しており、筑波山も古くは新治のクニの所屬とみる認識があったことがうかがえる。行方郡からみて筑波山の手前は茨城郡、すなわちかつての茨城のクニである。にもかかわらず、筑波山は茨城のクニではなく新治のクニにあるものとみられていた。こうした記述は、ヤマト政権の常陸地方への進出が新治の地から始まったことを示唆するものであろう。ところで、『国造本紀』によれば、前述の新治国造ヒナラスは成

務朝に国造に任じられたとあり、同じく成務朝に多珂国造に任じられたミサヒ（『常陸国風土記』のタケミサヒ）はヒナラスの子と伝えられている。このことから志田諄一氏は、ヤマト政権は東海道方面の海沿いのほかに、いわゆる東山道經由の延長で多珂山地へ入ってきたものと推測している。ちなみに『常陸国風土記』逸文によれば、新治郡には大神駅という駅家があったとされ、奈良時代には新治郡と那賀郡を結ぶ駅路が存在したことが知られる。おそらくこのルート（以下、東海・東山連絡道と呼ぶ。図3の②）は下野方面から太平洋岸へ出る幹線交通路として大化前代より機能していたもので、同ルートもまた新治のクニの基軸をなしていたのであろう。新治のクニの地理的範囲が桜川水系の分水界を越えて、涸沼川水系にある筈盆地にまで及んでいたのは、同ルートを介して両水系の上流域が一つの交流圏として密接に結びついていたことによるものと考えられる。

③ 霞ヶ浦ルート

『常陸国風土記』信太郡条には、次のような記事がある。

此より西に高来の里あり。古老のいへらく、天地の権輿、草木言語ひし時、天より降り来し神、み名は普都大神と称す、葦原の中津の国に巡り行でまして、山河の荒梗の類を和平したまひき。大神、化道已に畢へて、み心に天に帰らむと存ほしき。即時、み身に随へましし器械の俗、伊川乃といふ甲・戈・楯・剣、

及執らせる玉珪を悉皆に脱履きて、玆の地に留め置き、即ち白雲に乗りて着天に還り昇りまじき。

この記事にみえるフツノオオカミ（普都大神）とは、タケミカヅチとともに葦原中国の平定にあたったフツヌシ（経津主）のことである。信太郡条においては、フツヌシは信太郡高来里に降臨して葦原中国を平定したと伝えられており、高来里周辺はヤマト政権による地方経略の拠点であったと考えられる。

なお、フツヌシは一説に大和の石上神宮に祭られる靈劍フツノミタマと団体といわれ、ヤマト政権の軍事を担った物部氏がこれを奉じていたことが知られている。物部氏は信太評にも居住していたことからすれば、信太郡条のフツノオオカミ降臨伝承も元は在地の物部氏に伝えられた氏族伝承であった可能性が考えられるだろう。²³ さて、『常陸国風土記』茨城郡条には、次のような記事もある。

古老のいへらく、昔、国巢俗の語に都知久母、又、夜都賀波岐といふ山の佐伯、野の佐伯ありき。普く土窟を堀り置きて、常に穴に居み、人來れば窟に入りて窺り、其の人去れば更郊に出て遊ぶ。狼の性、梟の情にして、鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、彌、風俗を阻てき。此の時、大臣の族黒坂命、出で遊べる時を伺候ひて、茨蕨を穴の内に施れ、即て騎の兵を縦ちて、急に逐ひ迫めしめき。佐伯等、常の如土窟に走り帰り、尽に茨蕨に繋かりて、衝き害疾はれて死に散けき。故、

茨蕨を取りて、梟の名に着けき。謂はゆる茨城の郡は、今、那珂の郡の西に存り。古者、郡家を置ければ、即ち茨城の郡の内なりき。風俗の諺に、水依り茨城の国といふ。或るひといへらく、山の佐伯、野の佐伯、自ら賊の長と為り、衆徒を引率て、国中を横しまに行き、大く劫め殺しき。時に、黒坂命、此の賊を規り滅さむと、茨をもちて城を造りき。この所以に、地の名を便ち茨城と謂ふ。茨城の国造が初祖、多祁許呂命は息長帯比売の天皇の朝に仕へて、品太の天皇の誕れましし時までに至れり。多祁許呂命に子八人あり。中の男、筑波使主は、茨城の郡の湯坐連等の初祖なり。

茨城という地名は、その昔、当地にいた山の佐伯、野の佐伯という賊徒を、黒坂命という人物が棘のある茨を以て征したことに由来するといふ。黒坂命が賊の討伐にあたった経緯は不明だが、「大臣の族」、すなわち神武天皇の皇子・神八井耳命を祖とする意富臣の同族とされることから、ヤマト政権と何らかのかかわりをもった人物とみられる。²⁵

黒坂命については、『常陸国風土記』逸文にも次のような記述がある。²⁶

常陸の国の風土記に信太の郡と名づくる由縁を記して云はく、黒坂命、陸奥の蝦夷を征討ちて、事了へて凱旋り、多歌の郡の角枯の山に及びて、黒坂命、病に遇りて身故りき。ここに、角枯を改めて黒前の山と號けき。黒坂命の輪轡車、黒前の山より

発ちて日高見の国に到りき。葬具の儀の赤簀と青幡と、交雜り飄颻りて、雲と飛び虹と張り、野を瑩らし路を耀かしき。時の人、赤幡の垂の国と謂ひき。後の世の言に、便ち信太の国と称ふ。云々。

黒坂命は陸奥に赴いて蝦夷を討伐したが、凱旋の途中で病を患い死去してしまう。黒坂命の亡骸は、車に乗せて「日高見の国」へと運ばれた。信太の郡名は、葬列の儀装の赤幡が垂れる様子から名付けられたという。²⁷⁾ 黒坂命の亡骸が「日高見の国」、すなわち信太郡へと運ばれたのは、そこが彼の本土であったからである。²⁸⁾ 黒坂命は信太郡から茨城郡、さらには陸奥へと遠征していたことになるが、ここにもヤマト政権の進出経路の一つが示されているとみてよいだろう。

また『常陸国風土記』行方郡条は、「行方」の地名の由来について次のように説明している。

行方の郡と称ふ所以は、倭武の天皇、天の下を巡狩はして、海の北を征平けたまひき。是に、此の国を経過ぎ、即ち、槻野の清泉に頓幸し、水に臨みてみ手を洗ひ、玉もちて井に栄へたまひき。今も行方の里の中に存りて、玉の清井と謂ふ。更に車駕を廻らして、現原の丘に幸し、御膳を供奉りき。時に、天皇四を望みまして、侍従を顧てのりたまひしく、「輿を停めて徘徊り、目を挙げて騁望れば、山の阿・海の曲は、参差ひて委蛇

へり。峯の頭に雲を浮かべ、谿の腹に霧を擁きて、物の色可憐く、郷體甚愛らし。宜、此の地の名を行細の国と称ふべし」とのりたまひき。後の世、跡を追ひて、猶、行方と號く。風俗の諺に、立雨零り、行方の国という。

記事にはヤマトタケルが「海の北」を征したとあるが、この海とは霞ヶ浦のことと解される。遠征の途中に当地を訪れたヤマトタケルは、山と海とが精妙に入り組んだ様をみて、「行細の国」と名づけたという。この時、ヤマトタケルは行方里にある槻野の清泉から茨城郡との境界付近にある現原の丘へと移動して霞ヶ浦の東岸を上しているが、これもおそらくはヤマト政権の進出経路の一つであったのだろう。

このように霞ヶ浦の周辺では東西両岸を伝って茨城郡方面に到達するルートが存在が想定される。茨城のクニの範囲はもともと信太郡の東半分と行方郡の西半分を含み、ちょうど霞ヶ浦を取り囲むような形となっていたが、これは霞ヶ浦を中心としてその広がりが認識されたためであろう。

ところで、『国造本紀』によると、新治・筑波・仲（那賀）・久自（久慈）・高（多珂）の各国造の任命時期は成務朝であり、茨城国造のみが応神朝となっている。一方、『常陸国風土記』では、新治・筑波・那賀の国造が崇神朝、多珂国造が成務朝、茨城国造が神功皇后の時代となっている。『国造本紀』と『常陸国風土記』では国造に任命された人物名や時期に齟齬もみられるが、いずれにして

も茨城国造の任命時期が他の国造よりも新しい時期のこととされている点に注目したい。

ちなみに常陸地方の巨大前方後円墳の築造時期については、新治郡の芦間山古墳（一四一メートル）と久慈郡の梵天山古墳（一五一メートル）が四世紀後半、那賀郡の愛宕山古墳（一三七メートル）が五世紀前半、茨城郡の舟塚山古墳（一八七メートル）が五世紀中葉と推定されている。²⁹これらの古墳は国造の墳墓とも目されているが、そのなかで、舟塚山古墳が他よりも新しい時期のものとされていることは、国造の任命時期の前後関係にも符合しているようで興味深い。

舟塚山古墳の周辺は、律令期には国府が置かれた常陸国の中心地である。しかし、霞ヶ浦の最奥部に位置する当地にヤマト政権の勢力が及んだのは、常陸地方のなかでも比較的新しい時期であったのではないだろうか。前述のように、筑波山を新治のクニの所屬とする認識があったこともその傍証となろう。

二 クニの境界画定と常陸国の形成

（一）「国国壇堺」の画定

大化二年（六四六）八月、天皇をはじめ臣・連・伴造・国造などの諸豪族が所有する品部を廃止し、国家の民とする方針が出された。³⁰この時、各地の国造は班田・徴税の任務にあたるものとされ、中央から派遣される「国司」は「国国壇堺」を記録して提出することが求められている。

この詔にみえる「国国壇堺」とは、クニの境界のことと解される。中央政府が「国国壇堺」の記録を求めたのは、クニを正式な地方行政区画として位置づけ、国造を地方官人として登用し、領域内の土地と人民を一元的に支配させるためであったのだろう。これより先、大化二年正月の改新詔では郡（評）の設置方針が示されていたが、立評が実現したのはそこからさらに三年後の大化五年（六四九）のことである。大化二年八月のクニの境界画定は評制施行に向けてのいわば下準備であり、常陸地方でもこの頃に新治・筑波・茨城・那賀・多珂などの国造のクニの境界が画定されたものと推察される。

ところで、『日本書紀』成務五年秋九月条に「隔_二山河_一而分_二国県_一」とあるように、古代には行政区画は「山河」のような自然的地物によって画されるという認識があった。ただし、こうした行政区画の境界は必ずしも明瞭な閉塞線として存在していたわけではない。

たとえば改新詔に示される畿内の範囲は、大和盆地の南部から延びる主要交通路沿いの自然的地物（「名墾の横河」「紀伊の兄山」「赤石の櫛淵」「近江の狭々波の合坂山」）によって東西南北の境界地点が示されるにすぎない。畿外との境界は明瞭に線引きされてはいないが、畿内の範囲はこれらの地点に連続する山地などの存在によっておおよそ認識することは可能であったのである。

また、『出雲国風土記』には山・岬・浜・川などの自然的地物が国郡境界として挙げられ、各郡条の末尾には郡家から国郡境界までの里程が示されている。国や郡の領域はこれらの地物や交通路上の

境界を目安として、おおよその範囲が把握されていたものと考えられる。

『常陸国風土記』では、各郡の四至として山・河・流海などの自然的地物が示されているが、中には隣郡名が記されるのみのケースもある（表1）。これは隣郡の方面において境界目標となりうる自然的地物が存在しなかったためであろう。

そもそも山川藪沢が「公私共利」とみなされた時代にあつては、山地や未開の原野にまで厳密な境界線を設ける必要性はなかったと考えられる。律令国家が関心を向けたのは、あくまでも田地であり、徴税対象としての人民であつた。したがって、これらの所在を把握・管理するための行政区画は、現実に田地が連続するような場合や、あるいは将来的に開発が見込まれるような場合を除けば、境界の目安となる自然的地物や交通路上の地点さえ抑えておけば十分であつた。律令期の郡に曖昧なゾーンとしての境界が含まれるのは当然のことであり、このような境界帯は郡に先行するクニや評にも多分に存在していたとみるべきであろう³¹⁾。

（二）「八の国」の発生

前述のように『常陸国風土記』によれば、大化前代には常陸国を一つの地域とみる認識はなく、常陸国は孝徳朝に「我姫の国」が分割されてできた「八の国」の一つとして成立した。なお、ここにいる「八の国」とは相模・武蔵・上総・下総・上野・下野・常陸・陸奥の八ヶ国とするのが通説である。

表1 『常陸国風土記』にみえる諸郡の四至

新治郡	東は那賀の郡の堺なる大き山、南は白壁の郡、西は毛野河、北は下野と常陸と二つの国の堺にして、即ち波太の岡なり。
筑波郡	東は茨城の郡、南は河内の郡、西は毛野河、北は筑波岳なり。
信太郡	東は信太の流海、南は榎の浦の流海、西は毛野河、北は河内の郡なり。
茨城郡	東は香島の郡、南は佐我の流海、西は筑波山、北是那珂の郡なり。
行方郡	東・南・西は並に流海、北は茨城の郡なり。
香島郡	東は大海、南は下総と常陸との堺なる安是の湖、西は流海、北是那賀と香島との堺なる阿多可奈の湖なり。
那賀郡	東は大海、南は香島・茨城の郡、西は新治の郡と下野国との堺なる大き山、北は久慈の郡なり。
久慈郡	東は大海、南と西とは那珂の郡、北は多珂の郡と陸奥の国との堺の岳なり。
多珂郡	東と南とは、並に大海、西と北とは、陸奥と常陸と二つの国の堺なる高山なり。

※太字は四至に隣郡名を挙げている事例。

ところで、孝徳朝に「我姫の国」に派遣された高向臣と中臣幡織田連の官職名は『常陸国風土記』では総領となつているが、『日本書紀』には総領の派遣記事はない。おそらくは大化元年八月に東国等へ派遣された「国司」が総領に相当するのであろう³²⁾。ただし、こ

の時の「国司」は翌年三月に帰還して論功行賞を受けているが、³³その中に高向臣と中臣幡織田連の名前はみあたらない。ということは、高向臣と中臣幡織田連はこれより後、大化二年八月に派遣された「国司」であった可能性が考えられる。³⁴

前述のように、この時の「国司」は「国国壘堺」、すなわち国造のクニの境界を記録して提出することが求められていた。おそらく高向臣らは「我姫の国」において国造のクニの境界画定を進める一方で、統治上の便宜を考慮して広大な「我姫の国」を八つの区域、すなわち「八の国」に分割したのである。この「八の国」は常陸国のように複数の国造のクニをまとめることによって構成される場合あれば、上野国のように単独の国造のクニをもって構成される場合もあった。

もともと、孝徳朝の「八の国」には令制国司のような常駐性をもった地方官はいまだ存在していなかった。『常陸国風土記』では、在地の有力豪族らによる立評申請は「我姫の国」の総領である高向臣や中臣幡織田連に対して直接なされており、そこに常陸国が関与した形跡はない。常陸国は少なくとも孝徳朝の時点では評の上位行政区画ではなく、便宜的に設定された単なる地域ブロックであったと³⁵考えられる。

大化五年に成立した香島評は「下総の国、海上の国造の部内」の一里と「那賀の国造の部内」の五里を併せて領域が編成されたが、この結果、下総国と常陸国の境界は「安是の湖」まで南下することとなった。このような越境合併が可能であったのも、孝徳朝の常陸

国がまだ行政区画としては確立していなかったためであろう。

(三) 常陸国の行政区画化

では、常陸国が評の上位行政区画となったのはいつ頃のことなのか。

『常陸国風土記』には、「国宰当麻大夫」(行方郡条)、「国宰久米大夫」(久慈郡条)、「国宰川原宿柵黒麻呂」(多珂郡条)などの官職・人名がみえる。国宰は令制国司のような常駐性をもつ地方官とみ³⁶られ、孝徳朝以降のいずれかの時点で、国が評の上位行政区画となったことがうかがえる。ただし、常陸国に初めて国宰が置かれた時期については、『常陸国風土記』の記述から特定することはできない。

一方、『続日本紀』によれば、宝亀八年(七七七)に死去した大和守・大伴宿柵古慈斐の祖父・小吹負が天武朝に「常道頭」に任命³⁷されていたことが知られる。「常道頭」が国宰の長官であるとすれば、天武朝には常陸国に国宰が存在していたことになる。

また、『日本書紀』斉明五年(六五九)条では、蝦夷討伐に功績のあった「道奥」と「越」の「国司」に位階が授けられている。この「国司」を国宰に相当する官職とみならば、「八の国」の一つである「道奥」に「国司」がいたということは、他の「八の国」にも「国司」がいた可能性が考えられるだろう。このことから筆者は、常陸国が行政区画となった時期は斉明朝にまで遡るのではないかと推察する。

ところで、『日本書紀』には天武十二年（六八三）から十四年（六八五）にかけて、伊勢王らを派遣して全国的な国境画定を行ったとする記事がみえる³⁸。しかし、既に述べたように、国はそもそも国造の大化二年に境界が画定されたクニを基礎として構成されていた。ということは、国の地理的範囲は天武十二年以前でもおおよそ定まっていた可能性が高い。

だとすれば、天武朝の国境画定事業とはいったい何を目的として行われたものなのか。この点については、既存の国の境界を確認するとともに、必要に応じて国の分割・再編を行い、領域規模を適正化しようとする意図があったとみるのが妥当であろう。天武朝の国境画定事業では越（高志）・吉備・筑紫・肥（火）・豊などの国が分割されて、越前・越中・越後、備前・備中・備後、筑前・筑後、豊前・豊後、肥前・肥後などの国が成立したとみられるが、このような国の分割・再編は、国宰にとって統治しやすい地域的まとまりを創出するとともに、中央政府による地方支配を強化する狙いがあったと考えられる⁴⁰。

なお、天武朝の国境画定事業は「東国」でも実施されていたが⁴¹、「東国」では既存の国が前・（中）・後に分割された例はない⁴²。筆者は、「東国」では主として国の境界の確認作業や一部の評の所属変更による国の再編作業が行われていたのではないかと推察する。

たとえば、地勢的には明瞭な境界を設定し得ない下総・下野間の直線国境はこの時期に測設された可能性が考えられるだろう。また、甲斐国の中で地勢的には分離されている都留郡に関しては、評制下

では当初相模国に属し、天武朝の国境画定事業によって甲斐国に編入されたとする説もある⁴³。石城評が常陸国から陸奥国へと編入された時期についても、あるいは天武朝の国境画定事業が契機となった可能性が考えられるだろう。

三 東海道駅路の整備とその影響

（一）国名由来伝承について

「常陸」の国名の由来については、『常陸国風土記』総記に次のような説明がある。

然号くる所以は、往來の道路、江海の津済を隔てず、郡郷の境堺、山河の峯谷に相続ければ、直通の義を取りて、名称と為せり。或るひといへらく、倭武の天皇、東の夷の国を巡狩はして、新治の県を幸過ししに、国造毗那良珠命を遣はして、新に井を掘らしむるに、流泉浄く澄み、尤好愛しかりき。時に、乗輿を停めて、水を翫で、み手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂りて沾ぢぬ。便ち、袖を漬す義によりて、此の国の名と為せり。風俗の諺に、筑波岳に黒雲挂かり、衣袖漬の国といふは是なり。

このように「常陸」の国名の由来には二つの説がある。一つは往來の道路が途中に湖や海の渡しを挟むことなく、郡郷の境界、山河の峯谷へと続いており、「直通」の意味から国名がつけられたとす

るもの（A説）。もう一つは先にも触れた伝承であるが、ヤマトタケルが新治国造ヒナラスに掘らせた井戸に衣の袖を漬したという故事にもとづいて国名が定まったとするものである（B説）。国名の由来に二つの説があるということは、『常陸国風土記』が編纂された養老年間には既に本来の国名の由来がわからなくなっていたということであろう。

もつとも、それぞれの説の当否は別として、筆者はA説よりもB説の方がより古い時代の交通条件を念頭において国名の由来を説明したものではないかと考える。それはB説が律令期の国府所在地とは異なる新治郡を国名発祥の地としているからである。前述のように、新治郡には大化前代より東海・東山連絡道が通じており、古くは当地が常陸地方の入り口とみなされていた。おそらくB説はこのような状況を踏まえて生じた国名由来伝承なのである。

一方、A説は国名と道路との関わりを説くが、ここで想定されている道路とは「東海の大道」、すなわち東海道駅路とみてよいだろう（図4）。東海道駅路は稲敷市下君山〜阿見町向坪や小美玉市大谷〜那珂市額田の区間で直線道路の痕跡が見出されているように、まさに「直通」と呼ぶに相応しい状況を呈していた。A説にはこのような東海道駅路のあり方が念頭にあったものと思われる。

ところで、A説にみえる道路とは東海道駅路を指すものとしたが、常陸国ではいつ頃、駅路が整備されたのであろうか。

この点について永田英明氏は、壬申の乱の際、大海人皇子一行が東国への出立直前に倭京の留守官高坂王に駅鈴を請うていること、

一行が「隠駅家」「伊賀駅家」に火を放ちながら伊勢に向かっていること、また斉明三年（六五七）には筑紫に漂着した親貨邏国人が駅馬により入京していることなどから、⁽⁴⁶⁾ 駅制の成立は天智六年（六七）の近江遷都以前、倭京に対する整備が行われた斉明朝段階にまで遡るのではないかと指摘している。⁽⁴⁷⁾ また、発掘調査では山陽道野磨駅や布勢駅の初期遺構が七世紀後半から八世紀にかけての造営と推定されているほか、⁽⁴⁸⁾ 埼玉県所沢市の東の上遺跡で検出された東山道武蔵路の道路遺構が七世紀第三四半期頃の築造と推定されている。⁽⁴⁹⁾ さらに長元元年（一〇二八）の「上野国交替実録帳」には「庚午年玖拾卷（管郷捌拾陸駅家戸肆）」との記載があり、天智朝にくられた庚午年籍の中に駅家戸の記録が存在したことが知られる。これらのことを勘案するならば、常陸国における東海道駅路の整備が斉明朝の頃にまで遡る可能性は十分に考えられるだろう。

東海道駅路の整備が斉明朝に始まるとすれば、それは常陸国の成立のもう一つの画期、すなわち常陸国が地域ブロックから行政区画へと変貌を遂げた時期に重なることになる。筆者はこのことがやがてA説のような国名由来伝承を生みだす素地となったのではないかと推測する。

なお、図4に示すように、『常陸国風土記』の編纂当時、常陸国には東海道駅路のほかにもいくつかの支路が存在していた。このうち東海・東山連絡道については、大化前代より幹線交通路として機能していたことから、東海道駅路の整備と同じ斉明朝に駅路として整備された可能性が考えられるだろう。一方、「香島に向ふ陸の駅

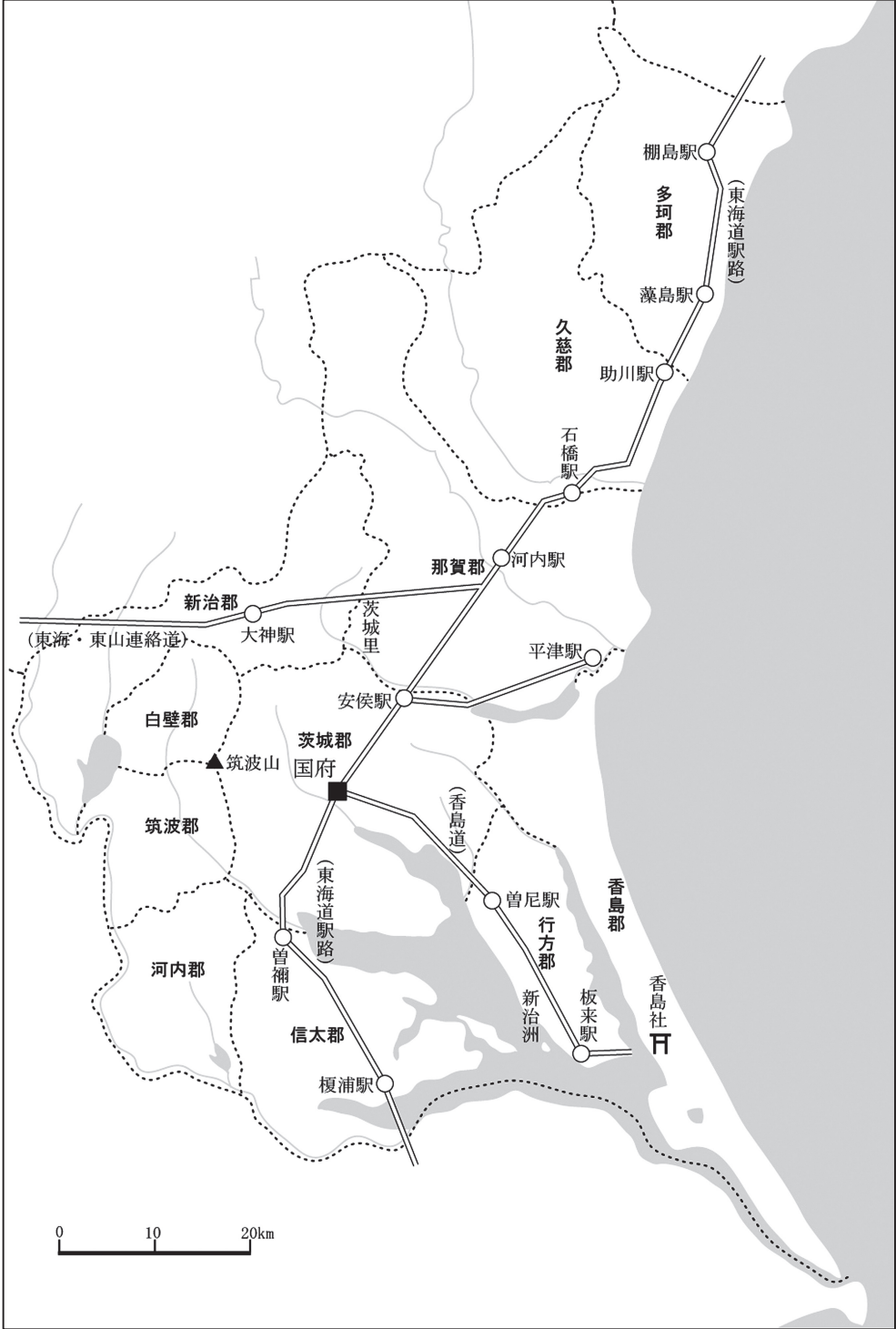


図4 常陸国の駅路（奈良時代）

道」(以下、香島道と呼称する。)については鹿島神宮の社殿が造営された天智朝に、軍需物資の積み出し港とみられる平津駅⁵¹については、蝦夷討伐と東北経営の動きが活性化してくる和銅〜養老年間に設置された可能性が考えられるのではないだろうか。このように、常陸国の駅路網は必ずしも斉明朝で完成したわけではなく、七世紀後半から八世紀前半にかけて徐々に形成されてきたものと理解しておきたい。

(二) 評家の移転

常陸国における駅路の整備は、官衙の立地にも影響を与えたものと思われる。次に茨城郡家の移転問題について考えてみたい。

『常陸国風土記』が編纂された当時の茨城郡家の所在地は、茨城国造の本拠地にも近い石岡市茨城付近と推定されている。その周辺には常陸国府も置かれ、常陸国の政治的中心地となっていた。しかし、『常陸国風土記』茨城郡条には「謂はゆる茨城の郡は、⁵²今、那珂の郡の西に存り。古者、郡家を置ければ、即ち茨城の郡の内なりき。」との記述があり、かつて那賀郡の西部は茨城郡に属し、茨城郡家はそこに置かれていたと伝えられている。これが事実だとすれば、茨城郡ではある時期に郡家が移転し、さらには旧郡家の所在地が隣郡に編入されたことになる。なお、通説では茨城郡の旧郡家は那賀郡条にみえる「茨城里」にあったとされ、同地は笠間市小原付近に比定されている。

茨城郡家の移転時期は不明である。しかし、「茨城里」付近に東

海・東山連絡道が通過していることに注目するならば、同地に茨城郡家が置かれた時期は斉明朝における東海道駅路の整備以前、つまり大化五年の立評から間もない頃にまで遡る可能性が考えられるのではないだろうか。

七世紀半ばの評家に関わる官衙遺構の検出事例は少ないものの、山中敏史氏によれば、それらは交通・軍事・外交上の要衝であった地点やヤマト政権下の官衙的施設が置かれた場所などに造営されているという⁵³。おそらく「茨城里」付近は東海・東山連絡道と東海道駅路が整備される以前の在来の道とが交差する大化前代以来の交通の要衝であったのだろう。それ故、同地に茨城評の初期評家が置かれることとなったのではないかと推察する。

なお、このような想定が成り立つとすれば、常陸国では筑波評を除く全ての国造系の評が東海・東山連絡道沿いに並んでいたことになる。東海・東山連絡道は複数の評をとりまとめて常陸国を形成する、いわば紐帯としての役割を果たしていたとみることができよう。ところが、斉明朝に東海道駅路が整備されると、東海・東山連絡道是那賀評の河内駅付近で東海道駅路と接続することとなった。一方、天智朝に香島道が整備されると、石岡周辺で東海道駅路と香島道が交差することとなった。これにより茨城評では「茨城里」に替わって石岡周辺が新たな交通の要衝となったのである。もとより石岡周辺は国造氏族の本拠地であったとみられるが、このような交通条件の変化もまた茨城評家の移転を後押ししたのであろう。

では、茨城評の初期評家が置かれた「茨城里」は、なぜ那賀評に

編入されることになったのか。この点については、荒井秀規氏が指摘するように、改新詔では四十里となっていた評の上限規模が飛鳥浄御原令により二十里まで引き下げられたことが影響したとみるのが妥当であろう。⁵⁴ 飛鳥浄御原令以前の茨城評や那賀評については二十里を超えていた可能性が高く、持統四年（六九〇）の庚寅年籍作成に際しては、これらの評の規模が飛鳥浄御原令の新基準に従って調整されたものと推察される。茨城評の縁辺部にあつて、もはや茨城評の政治的中心地でもなくなっていた「茨城里」は、この調整によって茨城評から那賀評へと編入されることになったのだろう。

おわりに

常陸国の成立過程に関する本稿の考察結果を整理するならば、以下のようになる。

- ① 大化前代には常陸国を一つの地域とみる認識はなく、新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂などの国造のクニが広大な「我姫の国」の中にそれぞれ存在しているにすぎなかった。ヤマト政権は勢力下に入った在地の有力豪族を国造に任命し、ヤマト政権の進出径路に沿ってクニを配置した。ただし、大化前代のクニは漠然とした地域呼称であり、国造による一元的な領域支配は実現していなかった。クニが国造によって管轄される行政区画となったのは大化二年のことであり、その後、大化五年にクニは評へと移行した。
- ② 孝徳朝には広大な「我姫の国」が「八の国」に分割されて
- ③ 齊明朝になると「八の国」に国宰が置かれるようになり、常陸国は総領管内の一地域ブロックから常駐地方官によって統括される独立した行政区画となった。また、この頃には蝦夷討伐との関係から駅路網の整備も進み、東海道駅路が常陸国の新たな基軸となった。
- ④ 『常陸国風土記』にみえる二つの国名由来伝承については、A説が東海道駅路の整備以降、B説が東海道駅路の整備以前の交通条件を念頭においたものとみられる。常陸国における東海道駅路の整備は、同国が行政区画となる齊明朝にまで遡るものと推察され、このことがやがてA説のような国名由来伝承を生み出す素地となったものと思われる。
- ⑤ 茨城評の旧評家は東海・東山連絡道が通過する「茨城里」に置かれたが、東海道駅路や香島道の整備にともない、新たに形成された交通の要衝に評家が移された。また、茨城評の政治的中心地でなくなった「茨城里」は、飛鳥浄御原令にお

ける評の上規規模の変更によって、庚寅年籍作成の際に茨城評から那賀評に編入された。このように、常陸国内における駅路の整備は官衙の立地や評域の編成にも影響を及ぼしたと考えられる。

付言するならば、『常陸国風土記』にみられる二つの国名由来伝承のうち、道との関わりを説くA説がはじめに紹介されているのは、道こそが常陸国の重要な構成要件とみなされていたためであろう。地勢的まとまりに欠ける常陸国において、一国としての連帯意識を醸成するものは道を介した繋がりを措いて他になかった。常陸国は道が存在によってはじめて一つの国を構成し得たのである。常陸国の古い国名表記に「常道」と書く例があることもその証といえるのではないだろうか。⁵⁶⁾

なお、本稿ではA説が常陸の国名の由来と説く「直通」の語は東海道駅路を念頭に置いたものとしたが、「江海の津済を隔てず、郡郷の境堺、山河の峯谷を相続ければ」という状況そのものは、より古い幹線交通路であった東海・東山連絡道にも当てはまることを留意しておきたい。おそらく道を常陸国の重要な構成要件とみる意識は孝徳朝の頃より潜在し、東海道駅路が整備された斉明朝に同国のアイデンティティとして強化されるに至ったのではないか。筆者はそのように推察する。

(1) 以下、『常陸国風土記』の読み下し文は、秋本吉郎校注『風土記』（岩波書店、一九五八年）による。

(2) 門井直哉「領域評の成立基盤と編成過程」、人文地理五〇・一、一九九八年。

(3) 宮本茶村「常陸誌料郡郷考」（茨城県立歴史館史料叢書5 近世地誌1）所収。

(4) 真壁郡は『常陸国風土記』では白壁郡と表記されている。なお、延暦四年（七八五）には弘仁天皇の諱を避けるため、白髪部の姓が間髪部と改められている（『続日本紀』延暦四年五月丁酉条）。白壁郡もこの頃に真壁郡と改称されたものと推定される。

(5) 『常陸国風土記』逸文（『積日本紀』卷十所引）。

(6) なお、「常陸誌料郡郷考」は「蓋信太と同じく孝徳の御世に筑波茨城の二郡を割て置たと見えたり」とし、河内郡の一部は茨城郡（評）にも含まれていたものと推定している。

(7) 『常陸国風土記』行方郡条。

(8) 『常陸国風土記』香島郡条。

(9) 養老二年（七一八）には陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・日理の諸郡と常陸国の菊多郡を割いて石城国が設置されており、石城評（郡）はこの頃までに陸奥国の所屬となっていたことが確認できる。（『続日本紀』養老二年五月乙未条）

(10) 『続日本紀』養老二年五月乙未条。

(11) 石城国と同じく養老二年に陸奥国管内の白河・石背・会津・安積・信夫の五郡を割いて成立した石背国は、神亀五年には陸奥国に復帰していた（『続日本紀』神亀五年四月丁丑条）。このことから石城郡についても、神亀五年までに陸奥国内に編入されていた可能性が考えられる。

(12) 門井直哉「歴史地理学から見た領域編成の成立―評の「領域」をめぐる

て―、「古代地方行政単位の成立と在地社会」、奈良文化財研究所、二〇〇九年。

- (13) 『古事記』成務天皇段。『日本書紀』成務五年九月条。
- (14) 丸茂武重『古代の道と国』、六興出版、一九八六年、五四・五六頁。
- (15) 『日本書紀』景行四十年是歳条。
- (16) 岡田精司『神社の古代史』、大阪書籍、一九八五年、一四八頁。
- (17) 岡田精司、前掲注(16)、一五〇頁。
- (18) 『日本書紀』神代下・第九段本文。
- (19) 『日本書紀』神代下・第九段第二の一書。
- (20) 『古事記』景行天皇段。『日本書紀』景行四十年是歳条。
- (21) 志田諱一『常陸国風土記』と説話の研究、雄山閣、一九九八年、二〇一頁。
- (22) 『万葉集註釈』卷第二所引。
- (23) 『常陸国風土記』信太郡条。
- (24) 秋本吉徳『風土記(一)全訳注「常陸国風土記」』、講談社、一九七九年、四三・四四頁。なお、タケミカツチを祭る鹿島神宮にもフツノミタマと呼ばれる直刀が御霊代として伝わっており、ここでも物部氏とのつながりを想定することができる。
- (25) 『古事記』神武天皇段。
- (26) 『万葉集註釈』卷第二所引。
- (27) 『釈日本紀』卷十所引の『常陸国風土記』逸文も、信太郡を「此の地は、本、日高見の国なり。」と記す。なお、「日高見の国」は、『日本書紀』景行天皇二十七年二月条、同四十年条の二ヶ所にもみえ、これらの記事では蝦夷の居住する陸奥の某所を指すものと解される。また、『延喜式』祝詞には「大倭日高見国」とあり、ここでは「日高見国」は大和国の美称として用いられている。
- (28) 志田諱一、前掲注(21)、二〇四・二〇六頁。
- (29) 石野博信編『全国古墳編年集成』、雄山閣出版、一九九五年、一五八・一六一頁。
- (30) 『日本書紀』大化二年八月癸酉条。
- (31) 門井直哉、前掲注(12)。
- (32) 『日本書紀』大化元年八月庚子条。
- (33) 『日本書紀』大化二年三月甲子条、三月辛巳条。
- (34) 鐘江宏之「国」制の成立」、笹山晴生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、一九九三年。
- (35) 鐘江宏之氏は孝徳朝に我姫の国が分割されて常陸国が成立したことについて、「複数の国造の支配領域をまとめることによって、はじめて一単位として編成されたことを示すのみであり、これを令制国と解するかどうかは別の問題である」と指摘している。(鐘江宏之、前掲注(34)。
- (36) 鐘江宏之、前掲注(34)。
- (37) 『続日本紀』宝龜八年八月丁酉条。
- (38) 『日本書紀』天武十二年十二月丙寅条。天武十三年十月辛巳条。天武十四年十月己丑条。
- (39) 鐘江宏之、前掲注(34)。なお、備前・備中・備後、および筑前・筑後・肥前の国境については直線的形状を呈することが指摘されている(服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、一九八三年、四〇六・四一五頁)。国境画定事業に従事した伊勢王一行の中に「工匠」が含まれていたことからすると、こうした直線国境も天武朝の国境画定事業の中で測設された可能性が考えられよう。
- (40) 渡部育子氏は、八世紀第一四半期みられる薩摩、出羽、丹後、美作、大隅、能登、安房、石城、石背、諏方などの国の新設について、国司が令に定められた職務を遂行するにあたって、「一国の規模が適当であるのかどうか、所管国内における交通の便はどうか、中央との往来は円滑にできるのか」ということが考慮されたと指摘している(渡部育子「国制の成立」

行政区画としての国の成立をめぐる―」、日本歴史五五二、一九九四年。こうした配慮は、越や吉備などの広大な国を分割した天武朝の国境画定事業においても当然あつたとみるべきだろう。

(41) 『日本書紀』天武十四年十月己丑条。

(42) 荒井秀規氏は天武十四年十月己丑条にみえる「東国」の地理的範囲を『常陸国風土記』における「八の国」に比定し、この年の国境画定事業については「坂東アヅマ八地域の令制「八国」としての成立に関係する」との理解を示している（荒井秀規「東国」とアヅマ」、関和彦編『古代東国の民衆と社会』名著出版、一九九四年）。しかし、筆者は「八の国」の行政区画化が斉明朝にまで遡るとみているので、ここにおいて「東国」の範囲は必ずしも「八の国」に限定されないと考える。荒井氏は大化元年八月庚子条、同二年三月甲子条および三月辛巳条にみえる「東国」の範囲を信濃・遠江以東と推定しているが、天武十四年十月己丑条の「東国」の範囲もこれと同様に理解してよいのではないだろうか。なお、「東国」に越は含まれないとの指摘には同意したい。

(43) 大隅清陽「文献からみた古代甲斐国都留郡の諸問題」、山梨県考古学協会誌一六、二〇〇六年。

(44) 木下良「常陸国古代駱路に関する一考察―直線的計画古道跡の検出を主として―」、国学院雑誌 八五・一、一九八四年。

(45) 『日本書紀』天武元年六月甲申条。

(46) 『日本書紀』斉明三年七月己丑条。

(47) 永田英明『古代駅伝馬制度の研究』、吉川弘文館、二〇〇四年、九七頁・一八六頁。

(48) ①荻能幸「落地遺跡発掘調概報」、古代交通研究一、一九九二年。②「小丸遺跡Ⅱ」、兵庫県教育委員会、一九八九年。

(49) 飯田充晴「埼玉県所沢市東の上遺跡」日本考古学年報二七二、一九九一年。

(50) 『常陸国風土記』香島郡条に「淡海の天津の朝に、初めて使人を遣はして、神の宮を造らしめき。」とある。

(51) 志田諱一、前掲注(21)、二六―三三頁。

(52) この「郡」字について、秋本吉郎校注『風土記』は「或いは「郷」の誤とすべきか」としている。

(53) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』、塙書房、一九九四年、三七九頁。

(54) 荒井秀規「領域区画としての国・評(郡)・里(郷)の成立」、『古代地方行政単位の成立と在地社会』、奈良文化財研究所、二〇〇九年。

(55) 飛鳥浄御原令以前的那賀評および茨城評の里数については、荒井秀規氏が前掲注(54)の論文中で『常陸国風土記』の立評記事や『和名抄』の管郷数をもとに試算している。それによれば、那賀評には(三〇―X)里、茨城評には(一八―X)里が存在し、Xは「茨城里」を含む二―三里程度と推定される。那賀評は飛鳥浄御原令の施行後、一〇里程度を香島評に分出し、その一方で、X里を茨城評より編入したことになる。なお、Xが二里までなら、飛鳥浄御原令試行段階でも茨城評は上限二〇里を超えていなかったことになるが、荒井氏は、諸国全体として『和名抄』の郷数は評制下の里数より減少していると考えられることから、茨城評も那賀評と同様に上限を超えていた可能性は高いとしている。

(56) 前掲注(37)にみえる「常道頭」のほか、『古事記』神武天皇段にも神武天皇の息子・神八耳命を「常道の仲国造」の祖とする記述がある。